

令和4年10月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和4年10月25日(火) 午後1時30分

2. 開催場所 勝山市役所 第1会議室

3. 出席委員 農業委員11名

会長	1番	松村 勘兵衛
会長職務代理	2番	辻 尊志
農業委員	3番	北山 謙治
	4番	須見 則雄
	5番	山口 拓雄
	6番	山内 百合子
	7番	高野 忍
	8番	牧野 昌久
	9番	吉田 武博
	11番	田中 政男
	12番	酒井 清泰

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第39号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第40号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）	可決
議案第41号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第42号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第43号	空き家に付属した農地の別段面積の解除について	可決
議案第44号	現況証明願いについて	可決
議案第45号	勝山農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について	可決

（報告事項）・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

・ 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 川村 聖市 主査 土井 仁美

6.議事

事務局長	<p>ただいまから、令和4年10月定例農業委員会を開催いたします。 また、吉田委員は遅れる旨、滝本委員は欠席の旨、お聞きしております。 会議に先立ちまして、10月の異動による職員の紹介をいたします。 事務局長でありました鳥山が議会事務局へ異動となりました。 (鳥山議会事務局長 あいさつ) 鳥山の後任といたしまして、議会事務局よりまいりました竹生と申します。どうぞ よろしく願いいたします。 鳥山はここで退席いたします。 それでは改めまして、松村会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
松村会長	<p>(会長あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。 委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお 願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議長 (松村会長)	<p>これより本日の会議に入ります。 事務局より10月分の経過報告を申し上げます。</p>
事務局	<p>(報告)</p>
議長 (松村会長)	<p>報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を 11番 田中 政男 委員、12番 酒井 清泰 委員 の両名をお願いします。 これより議事に入ります。</p>
議長 (松村会長)	<p>日程第1 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>(説明)</p>
議長 (松村会長)	<p>このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 山口委員より報告をお願いいたします。</p>
山口委員	<p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、譲受人の家の前の田んぼですので、譲受人 が過去何十年と管理してきたとのこと。今回、譲受人が買うということで、何ら支障 はないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第38号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>

議長 (松村会長)	<p>それでは、議案第38号は、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	<p>このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①については山口委員より報告をお願いいたします。</p>
山口委員	<p>3ページの写真のとおり、この地域は都市計画の宅地用に造成してあるところですので、何ら支障はないと思います。よろしく願います。</p>
議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。 次に②③については高野委員より報告をお願いいたします。</p>
高野委員	<p>今、事務局から説明がありましたとおり、18日に現地調査いたしました。写真を見ていただくと分かるように、今、所有権の移転ということですが、周辺一体が宅地化しております。今回、宅地化するのやむを得ないと思っております。3番目の農地につきましては、譲受人の家が奥の突き当りのところに建っておりますが、そこへ進入する道幅が狭くなっており、進入の道路も兼ねて、今回住宅敷地拡張ということで、申請がありました。関係者等の同意も得ているとのことですし、何ら問題ないと判断しております。よろしく願います。</p>
議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。</p>
田中委員	<p>2番3番ですが、6ページと9ページの写真を見ますと、〇〇建設の看板が立っていますが、地権者が建設会社ではないのですか。</p>
事務局	<p>地権者は議案書のとおり譲渡人です。これは登記簿謄本により確認しています。譲渡人は他市の方ですので、仲介として勝山市の建設会社が入っているのではないかと思います。</p>
議長 (松村会長)	<p>その他、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第39号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。</p>
委員	異議無し
議長 (松村会長)	<p>それでは、議案第39号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集計画の決定(所有権の移転)についてを議題とします。 当議案につきましては、酒井委員が当事者(申請者)となっておりますので、一旦体退室をお願いいたします。</p>
	(酒井委員 退室)

議長 (松村会長)	では、事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員より報告を願います。 ①については牧野委員より報告をお願いいたします。
牧野委員	事務局の説明のとおりですが、今までも譲受人がこの田んぼを作っていて、譲受人は田んぼも畔もとても綺麗に管理しております。よって何ら問題はないと思います。以上です。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 次に②については高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	この案件につきましては、この調査書のとおりでございまして、何ら問題はありません。特にこの田んぼは1枚になっておりまして、譲受人が所有をするのが妥当かなと思います。譲渡人は所有農地のほとんどを手放してきている状態で、譲渡人自身は農業をお辞めになるのかなと思います。以上です。
議長 (松村会長)	報告はお聞きのとおりです。 それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第40号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第40号については、承認することに決しました。 では、酒井委員の入室を許可します。 (酒井委員 入室)
議長 (松村会長)	続きまして、日程第4 議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)及び、日程第5 議案第42号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
北山委員	(借受人が現在)74歳で10年という契約は、中間管理機構で認められるのか。10年後は84歳ですよ。10町歩もできるでしょうか。

事務局	それぞれ、契約については単独名義となっておりますが、1番の借受人に関しては、本人、奥様と息子さん、そしてご親族の方と耕作をされておりますので、もしご本人さんに仮にですが、何かあっても、ご家族で対応できるものと思います。2番の借受人についても、息子さんを含めご家族で耕作をされていると聞いています。借受人の年齢だけを見るとご不安に思うかもしれませんが、農業経営という観点から見ますと、特に問題はないものと考えております。
高野委員	6番の方はどうですか。
事務局	申し訳ございません。6番の借受人については、ご家族等について詳しく存じ上げておりません。すみません。借受人自身は小矢谷で農業をされており、この方が小矢谷の農地の多くを担っています。ですので、仮に貸付人が他の方へ貸したいと思っても、この方以外、小矢谷地区に担い手がおりませんので、難しい状態かと思えます。小矢谷地区での担い手が今回の借受人以外いないということで、今後の懸念事項ということは感じております。こちらの農地は基盤整備もしており、2,000㎡以上の農地もございます。10年後に向け、担い手を探していかないといけないなと思っています。以上です。
議長 (松村会長)	70歳以上の方でもそこから10年耕作できる方とできない方と、人によって違うというところはあります。
北山委員	借受人の住所は平泉寺ではないので、小矢谷に通うだけでも大変かなと思います。中間管理機構がいいならいいと思うが、10年は…。5年なら分かるけども。80歳まではできて、80歳を過ぎた後できるのか心配だ。跡取りがいて、一緒にやっているのならいいが。
議長 (松村会長)	その他、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第41号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第41号については、承認することに決しました。 続いて、議案第42号について採決いたします。 議案第42号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第42号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。 続きまして、日程第6 議案第43号 空き家に付属した農地の別段面積の設定解除についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 牧野委員より報告をお願いいたします。

牧野委員	報告の前に今の、8条の「総会の決定」というのは農業委員会の総会のことですか。
事務局	ここでいう総会というのは、定例農業委員会のことです。
牧野委員	総会という言葉は適当でないのではないかと思います。
事務局	言葉に関しましてですが、2条をご確認ください。2条の(5)総会とは農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいうと定義されています。総会という呼び方ですが、全国的に、農業委員会の定例会のことを総会と呼びます。ただ、総会という呼び方が似つかわしくないということで、定例会と呼んだり、農業委員会と呼んだり、各農業委員会によって様々な呼び方をしております。よって、総会とは勝山市の場合、毎月の定例会のことでございます。
牧野委員	分かりました。 では報告いたします。申請人は他県から移住してこられた方で、農地の隣に立派な住宅があるのですが、そこにお住まいです。空き家バンクに登録してある空き家を購入され、隣接する農地もお買いなつたということで、農地の確認をいたしました。まだ、綺麗にはなっておりませんが、致し方ないかなという風に思います。以上でございます。
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第43号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第43号については、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第7 議案第44号 現況証明願いについてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (辻職務代理)	議長を交代いたします。 このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①については高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	①番の方は五本寺ですが、資料の23ページ的位置図を見ていただきますと、近くに長尾山総合公園がござまして、隣接をしております。申請地付近は五本寺の元々の集落になっておりました。現在は村は道の方へ出ておりますが、ここには神社だけが残っている状況です。当時、申請者の住宅もここにあったということです。6字については登記簿地目が畑となっておりますが、現在大きな木が生えている状態ではありませんが、草刈はしていたのかなと思います。7字についても、登記簿地目は田となっておりますが、屋敷跡地という感じで、更地となっております。現況は非農地の判断が妥当かと思えます。よろしく願います。

議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。 ②～⑤については山口委員より報告をお願いいたします。</p>
山口委員	<p>30ページの新保ですが、来年度、災害復旧工事の土砂、残土置場として使用することと、そのために現況証明を行うとのことでした。現在は荒地となっております、農地ではございません。</p>
事務局	<p>山口委員から説明がありましたが、現況証明後の計画について補足させていただきます。勝山市において8月4日に起きた大雨災害の復旧工事が来年度から本格的に始まります。その際に、工事残土などが大量に発生しますので、この場所を残土置場として使用する計画であると聞いております。主に工事主体は県でございます。新保の23字の公図を見ていただくと、滝波地籍が23字に入り組んでいる部分がありますが、ここは市が所有しております。ここも含め、辺り一体を残土置場として、工事に携わる建設業者などが使用するというところでございます。説明は以上でございます。</p>
議長 (松村会長)	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。</p>
須見委員	<p>残土置き場ということでご説明がありましたが、勝山市内中の残土置き場ですか。23字の一部で崩れているところもあったと思うが。</p>
事務局	<p>勝山市内中のものになります。川沿いのところで崩れているところがあります。</p>
須見委員	<p>分かりました。話は変わりますが、田んぼや農道に入った流木が、たくさん流れ着いているのですが、ああいっただものはどうしたらいいのでしょうか。地区の方などに聞かれていますので。</p>
事務局	<p>大雨による流木などは1箇所に集めていただいて、市へご連絡をいただければ、市が取りに行ってビュークリーンへ運びます。ただ規模等もございますので、まずは市へご相談いただければと思います。</p>
田中委員	<p>これは一時的な残土置き場ということで、また数年後に農地に戻すのですか。</p>
事務局	<p>災害の復旧工事については1～2年で終わるものではないと思っています。何年先になるかはわかりませんが、土砂自体は最終的に撤去されると思います。ただ、今回現況証明を行い非農地となりますと、農地ではない土地を残土置場にしますので、農地に戻すわけではございません。</p>
田中委員	<p>現在耕作している部分も残土置き場として使用するため、今後申請するとおっしゃっていましたが、ここはどうするのですか。</p>
事務局	<p>こちら、資料の写真をご覧ください。滝波との境目の部分がございます、こちらに農地がございます。稲刈りも終わっております、写真では分かりにくいと思いますが、今年も水稻をされておりました。こちらも残土置場として使用することと5条の申請予定と聞いていますが、農地に戻す一時転用とは聞いておりません。</p>
山内委員	<p>非農地として認めたところは、農地として戻すということはないということですか。</p>

事務局	そうです。
議長 (松村会長)	今回、非農地として認めれば、そこを農地に復元する必要はないということです ね。 その他、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第44号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長 (松村会長)	それでは、議案第44号については、原案どおり承認することに決しました。 日程第8 議案第45号 勝山市農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取に ついてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第45号については「適当である」旨の意見を付することに異議ございませ んか。
委員	異議無し
議長 (松村会長)	それでは、議案第45号については「適当である」旨の意見を付することに決しま した。 次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局 から報告願います。
事務局	(報告)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。
田中委員	1番について、解約して再設定ということで、先ほどの議案41号の中でこの土地 の記載がありました。貸付人の名前が変わっていますが、どういうことですか。
事務局	まず公社との契約ですが、〇〇さんの旦那さんの名義で契約を行っています。その 後、旦那さんがお亡くなりになり、今回奥様が代理で解約の手続きを行いました。 今後、貸付の申請については、奥様の〇〈さんのご体調を考慮し、娘さんである〇 〇さんのお名前前で契約をされたいということで、貸付人のお名前が違っているとい うこととございます。

議長 (松村会長)	その他ご意見ございますか。 全体を通して、何かご意見ございますか。 事務局よりお願いします。
牧野委員	3条の調書で、信託による取得ではないかということが記載されているが、信託とはどういう状態のことか教えてください。
事務局	第3者が所有者から信託を受けて、売買を行うということですが、また分かりやすいよう説明を工夫いたします。
議長 (松村会長)	その他ご意見ございますか。 ではその他に入ります。 山内委員より10月5日に実施されました福井県農業委員会女性委員の会研修会の報告をお願いいたします。
山内委員	(報告)
議長 (松村会長)	ありがとうございました。 では事務局より、今後の日程について事務局よりお願いします。
事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、最後に、次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	次回の農業委員会は、11月25日(金)午後1時30分から、開催予定としております。
議長 (松村会長)	以上で10月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉